

スルガVisaカード保証委託約款

第1条（委託の範囲）

1. クレジットカードの申込みを行うにあたり、スルガカード株式会社（以下「保証会社」という。）に委託する保証債務の範囲は、スルガ銀行株式会社（以下「銀行」という。）所定のスルガVisaカード会員規約（以下「会員規約」という。）及び銀行所定の会員規約に付帯する特約・規定等（これらの特約・規定等と会員規約を総称して、以下「会員規約等」という。）にもとづき会員規約に定める本会員が銀行に対して負担する、一切の債務とし、会員規約等の内容が変更された場合は、本約款にもとづく保証債務の内容も当然に変更されます。
2. 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、これにもとづいて銀行がクレジットカードを発行することを認めたときに成立します。
3. 前項の保証内容は、会員規約等の各条項によります。

第2条（原債務の弁済）

本会員は、保証会社の保証により銀行からクレジットカードの発行を受けるにあたり、本約款のほか、会員規約等の各条項を遵守し、期日には遅滞なく銀行に対して負担する債務の元利金を弁済します。

第3条（代位弁済）

1. 保証会社が銀行から保証履行を求められた場合、保証会社は、本会員に対する通知、催告なく保証債務を履行することができます。
2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、保証会社は、銀行が本会員に対して有していた一切の権利を承継することができます。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、会員規約等及び本約款の各条項が適用されます。

第4条（求償権の範囲）

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合は、本会員は、以下の各号に定める求償権及び関連費用について弁済の責を負い、その合計額を直ちに保証会社に支払います。

- (1) 前条により保証会社が銀行に代位弁済した金額全額
- (2) 保証会社代位弁済のために要した費用の総額
- (3) 上記(1)の金額に対する保証会社が銀行に代位弁済した日の翌日から本会員が求償債務の履行完了する日まで年14.60%により年365日（閏年は366日）で日割計算した遅延損害金全額
- (4) 保証会社が本会員に対し、上記(1)(2)(3)の金額を請求するために要する費用の総額及び後記第5条の権利行使に要する費用並びにこれに対する完済日までの年14.6%の割合により年365日（閏年は366日）で日割計算した遅延損害金

第5条（求償権の事前行使）

1. 本会員が、次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は、第3条による代位弁済前であっても、残債務の全部又は一部について求償権を行使できます。
 - (1) 手形交換の取引停止処分を受けた場合
 - (2) 預金、その他の銀行に対する債務について差押、仮差押、保全差押の命令、通知が発送された場合
 - (3) 支払の停止又は、破産手続開始、民事再生手続開始の申立等これに類似する手続の申立があった場合

- (4) 銀行及び保証会社に対する他の債務の期限の利益を失った場合
 - (5) 虚偽の資料提出又は報告をした場合
 - (6) 会員規約等又は本約款の条項に違反した場合
 - (7) その他債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合
2. 保証会社が前項及び第12条第3項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張できません。

第6条（弁済の充当順序）

本会員の弁済した金額が、第3条に規定される本会員の保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、弁済した金額の債務への充当は保証会社所定の順序・方法により保証会社が行います。ただし、上記の場合において、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る充当順位は割賦販売法第30条の5の規定（改正された法令における同様の規定を含む。以下同じ）によります。

第7条（届出事項）

1. 本会員が保証会社に届け出た氏名、住所、電話番号（連絡先）、勤務先、支払口座、その他保証会社への届出事項に変更が生じた場合は、直ちに書面により保証会社に届け出ます。
2. 前項の届出がないために、保証会社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、若しくは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。

第8条（公正証書の作成）

本会員は、保証会社から請求を受けた場合は、直ちに本約款による債務の承認及び強制執行の認諾ある公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

第9条（管轄裁判所の合意）

本会員は、本会員と保証会社との間で訴訟の必要が生じた場合には、保証会社の本店所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意します。

第10条（約款の変更）

本約款の内容は、保証会社と銀行との間の保証に係る契約書が改正された場合は、別段の定めがあるときを除き変更することができます。

第11条（準拠法）

本会員と保証会社との間の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 本会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象者として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても

該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 会員若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 本会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて保証会社の信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 本会員が、暴力団員等又は第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の報告をしたことが判明し、本会員との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社は第3条による代位弁済前であっても、保証会社の請求によって、残債務の全部又は一部について求償権を行使できるものとします。なお、本会員が住所変更の届出を怠るなど本会員の責めに帰すべき事由により、請求が延着し又は到達しなかった場合は、通常到達すべき時に保証会社は求償権を行使でき、また、請求に期限を付した場合には、当該期限をもって保証会社は求償権を行使できます。
4. 前項の規定の適用により、本会員に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求もしないものとします。また、銀行に損害が生じた場合は、本会員がその責めを負います。

(2022年6月現在)